

# 第十三回国会 衆議院 外務委員会・人事委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年三月十二日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

外務委員会  
委員長 仲内 慶治君  
理事近藤 鶴代君  
理事佐々木 雄君  
理事戸叶 菊池 義郎君  
栗山長次郎君 北澤 直吉君  
守屋 伍郎君 小川 半次君  
並木 芳雄君 山本 利壽君  
林 百郎君 武藤運十郎君  
黒田 鷺男君

外務公務員法案  
外務公務員法  
目次  
第一章 総則(第一條—第四條)  
第二章 職階制(第五條—第六條)  
第三章 任免(第七條—第十二條)  
第四章 給與(第十三條)  
第五章 能率(第十四條—第十六條)  
第六章 保障(第十七條—第二十  
二條)  
第七章 服務(第二十三條)  
第八章 名譽領事及び名譽領事  
並びに外国人の任用(第二十四  
條—第二十五條)

人事委員会

委員長 田中不破三君  
理事田中伊三次君 理事藤枝 泉介君  
理事平川 鶯雄君  
塙田賀四郎君  
出席政府委員  
外務政務次官 石原幹市郎君  
外務事務官 大江 昇君  
(大臣官房長) 委員外の出席者  
外務委員 佐藤 敏人君  
会専門員 村瀬 忠夫君

(この法律の目的)  
第一條 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保障、服務等に関し国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽領事及び名譽領事の国家公務員のうち外交領事事務の国家公務員のうち外交領事事務に勤務する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員を含む。及びその一般的補助業務に從事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。

外務公務員法案(内閣提出第四五号)  
○仲内委員長 これより外務委員会人事委員会連合審査会を開会いたしま  
す。慣例によりまして私が委員長を勤めますから、さよう御了承願います。  
(外務公務員の定義)

本日の会議に付した事件  
外務公務員法案(内閣提出第四五号)  
○仲内委員長 これより外務委員会人事委員会連合審査会を開会いたしま  
す。慣例によりまして私が委員長を勤めますから、さよう御了承願います。

外務公務員法案を議題としたしま  
す。まず政府側より提案理由の説明を  
求めます。石原外務政務次官。

第二條 この法律において「外務公  
務員」とは、左に掲げる者をい  
う。

一 特命全権大使(以下「大使」  
といふ)。  
二 特命全権公使(以下「公使」  
といふ)。

三 政府代表  
四 全権委員

五 政府代表又は全権委員の代  
理、顧問及び隨員

六 外務職員

2 この法律において「政府代表」  
とは、日本国政府を代表して、特  
定の目的をもつて外国政府と交渉  
し、又は国際會議若しくは国際機  
関に参加し、若しくはこれにおい  
て行動する権限を付與された者を  
いう。

3 この法律において「全権委員」  
とは、日本国政府を代表して、特  
定の目的をもつて外国政府と交渉  
し、又は国際會議に参加し、且  
つ、條約に署名調印する権限を付  
與された者をいう。

4 この法律において「外務職員」  
とは、外務省本省に勤務する一般  
職の国家公務員のうち外交領事事  
務(これと直接関連する業務を含  
む)及びその一般的補助業務に從  
事する者で外務省令で定めるもの  
並びに在外公館に勤務するすべて  
の一般職の国家公務員をいう。

(外務公務員の定義)

第三條 国家公務員法並びにこれに  
基く法令の規定は、この法律にそ  
の特例を定める場合を除く外、外  
務職員に適用があるものとする。  
特別職の外務公務員に対する國  
家公務員法等の準用)

第四條 国家公務員法第九十六條第  
一項、第九十八條第一項、第九十  
九條並びに第一百條第一項及び第二  
項の規定は、大使及び公使、政府  
代表及び全権委員並びに政府代表  
又は全権委員の代理、顧問及び隨  
員に準用する。この場合において  
は、國家公務員法第九十六條第一  
項、第九十八條第一項、第九十九  
條及び第一百條第一項中「職員」と  
あるのは「大使若しくは公使、政  
府代表若しくは全権委員又は政府  
代表若しくは全権委員の代理、顧  
問若しくは隨員」と、第一百條第二  
項中「所轄庁の長(退職者につい  
ては、その退職した官職又はこれ  
に相当する官職の所轄庁の長)」と  
あるのは「外務大臣」と読み替え  
るものとする。

2 外務大臣は、公の便宜のために  
國際慣行に従い特に必要と認める  
場合には、外務職員に対し、前項  
に掲げる公の名称以外の公の名称  
を用いることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、大  
使及び公使、政府代表及び全権委  
員並びに政府代表又は全権委員の  
代理、顧問及び隨員の任免その他の  
事項についても、この法律の定め  
によることによる。

4 前項に定めるものを除く外、大  
使及び公使、政府代表及び全権委  
員並びに政府代表又は全権委員の  
代理、顧問及び隨員の任免その他の  
事項についても、この法律の定め  
によることによる。

第五條 職階制

2 外務大臣は、公の便宜のために  
國際慣行に従い特に必要と認める  
場合には、外務職員に対し、前項  
に掲げる公の名称以外の公の名称  
を用いることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、大  
使及び公使、政府代表及び全権委  
員並びに政府代表又は全権委員の  
代理、顧問及び隨員の任免その他の  
事項についても、この法律の定め  
によることによる。

4 前項に定めるものを除く外、大  
使及び公使、政府代表及び全権委  
員並びに政府代表又は全権委員の  
代理、顧問及び隨員の任免その他の  
事項についても、この法律の定め  
によることによる。

第六條 国家公務員法第三十八條の  
規定に該当する場合の外、国籍を  
有しない者若しくは外国の国籍を  
有する者又はこれを配偶者とする  
者は、外務公務員となることがで  
きない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

(特別職の外務公務員の任命) 第八條 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

天皇がこれを認証する。

2 政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

(信任状等の認証) 第九條 大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

(選考による外務職員の任命) 第十條 外務大臣は、もつばら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事せざるためその他特に必要がある場合には外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

(外務職員の昇任) 第十一條 外務職員の昇任は、外務省令で定めることにより、試験又は選考によつて行う。

(大使及び公使の待命) 第十二條 在外公館の長たる大使及び公使その他の在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外国に派遣されるまでの間、待命となる。

2 待命の大天使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

3 待命の大天使又は公使は、特別の待命の大天使又は公使は、特別の待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができ。待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

4 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

5 前三项に規定する場合を除く外、待命の大天使又は公使は、この法律の適用については、待命ないし大使又は公使と異なることはない。

6 前三项に規定する場合を除く外、待命の大天使又は公使は、外務省の給與。

(在外公館に勤務する外務公務員の給與) 第十三條 在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律(昭和二十七年法律第号)に基いて支給するものとする。

(勤務成績の評定) 第十四條 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(修研) 第十五條 外務大臣は、外務省令で定めることにより、外務省の場所で研修を受ける機会と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」。

2 国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の要求に係る事業の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。

3 第十九條 外務職員が外交機密の漏洩による国家の重大な利益を損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分に関する審査の請求は、国家公務員法第九十条の規定にかかるわらず、外務大臣に対しても受けた場合におけるその処分に関する審査の請求は、国家公務員法第二十二条の規定にかかるわらず、除外外、懲戒処分に関する審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(休暇帰國) 第七章 服務

第二十二條 前三條に定めるものを除く外、懲戒処分に関する審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 服務 第二十三條 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一月を加算した期間)が四年をこえる者に対し、二月以内の期間(勤務地と本邦との間を往復するに要する期間を除く)で一回に限り、休

事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適當と認める者を査察使と

して派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 待命の大天使又は公使は、すべての報告を受けたとき、その報告に基づき必要とする措置を執らなければならぬ。

4 前二項に定めるものを除く外、待命の大天使又は公使は、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

5 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

6 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

7 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

8 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

9 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

10 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

11 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

12 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

13 待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の大天使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

し」とあるのは「外務大臣に対する」と読み替えるものとする。

2 前二項に定めるものは、外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

3 前二項に定めるものは、外務職員は、前條の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

4 口頭審理は、非公開とする。

5 口頭審理は、非公開とする。

6 口頭審理は、非公開とする。

7 口頭審理は、非公開とする。

8 口頭審理は、非公開とする。

9 口頭審理は、非公開とする。

10 口頭審理は、非公開とする。

11 口頭審理は、非公開とする。

12 口頭審理は、非公開とする。

13 口頭審理は、非公開とする。

14 口頭審理は、非公開とする。

事案を調査する場合において、処分を受けた外務職員の請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。

2 口頭審理は、非公開とする。

3 口頭審理は、非公開とする。

4 口頭審理は、非公開とする。

5 口頭審理は、非公開とする。

6 口頭審理は、非公開とする。

7 口頭審理は、非公開とする。

8 口頭審理は、非公開とする。

9 口頭審理は、非公開とする。

10 口頭審理は、非公開とする。

11 口頭審理は、非公開とする。

12 口頭審理は、非公開とする。

13 口頭審理は、非公開とする。

14 口頭審理は、非公開とする。

暇のための帰国（以下「休暇帰国」という。）を許すことができる。  
2 特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとすることができる。

3 第一項の休暇は、有給休暇とする。

4 前二項に定めるものを除く外、

休暇帰国に関する必要な事項は、外務省令で定める。

第八章 名誉総領事及び名譽領事並びに外国人の任用

（名譽総領事及び名譽領事の任命）

二十四條 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名譽総領事又は名譽領事を任命することができる。

（外国人の採用）

二十五條 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができ

る。

2 在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外国人を採用することができ

る。

第二十六條 外務大臣は、第十七條

第三項及び第二十二條の規定に基づく政令案の立案並びに第十條、第十一條、第十四條、第十五條、第十六條第四項及び第二十三條第四

項の規定による外務省令の制定又是改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

（罰則）

第二十七條 第四條において準用す

る国家公務員法第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほか助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（国外犯罪）

二十八條 国家公務員法中外務職員に關して適用される罰則の規定及び前條の規定は、国外において當該各條に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日（昭和二十七年四月一日までに同條約が効力を発生しないときは、同日）から施行する。但し、第二十六條及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十九條から第二十二條までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないものに準用する。この場合において、第十九條、第二十條第二項及び第四項並びに第二十一條後段中「外務職員」とあるのは「外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替えるものとする。

3 国家公務員法の一部を次のよう

に改正する。

第一條第三項第十一号を次のよ

うに改める。

十一 大使及び公使、政府代表

及び全権委員の代理、顧問及

又は全権委員の組織する。

第二十條の次に次の二條を加える。

4 二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特別は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5 第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

第六章 第十四條の次に次の二條を加える。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会

（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第二号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定による

勤務条件に關し必要な資料を提出し、及び外務大臣の諸間に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織す

る。

第二十條の次に次の二條を加える。

4 二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特別は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5 第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会

（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第二号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定による

勤務条件に關し必要な資料を提出し、及び外務大臣の諸間に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織す

る。

第二十條の次に次の二條を加える。

4 二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特別は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5 第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会

（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第二号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定による

勤務条件に關し必要な資料を提出し、及び外務大臣の諸間に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織す

る。

第二十條の次に次の二條を加える。

4 二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特別は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5 第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会

（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第二号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定による

勤務条件に關し必要な資料を提出し、及び外務大臣の諸間に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織す

る。

この三つの点から大体この法律案はなつております。従いましてただいま申し上げましたように、外務公務員法の特例以外のことも規定いたしておりませんので、外務公務員特例法とは言わずに、單に外務公務員法案と名づけまして、大体国家公務員法の規定の順序によつて配列してある次第でござります。以下逐條的に御説明を申し上げます。まず第一章の総則、第一條におきまして、この法律の目的を定めておるでございますが、これはただいま申し上げましたように、第一は外務公務員につきまして、国家公務員法の特例その他必要な事項——その他必要な事項と申しますのは、大使、公使等の特別職に関するものでござります。次に、名譽領事及び名誉領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定をいたしておりますが、ここで外務公務員とは、第二條で定義しておるのでございまして、これは後ほど御説明申し上げます。また国家公務員法の特例その他の必要な事項と申しますのは、一般職の国家公務員である外務公務員につきましては、必要な事項を定めるという意味でござります。

第二條は、外務公務員の定義を定めます。外務公務員の代理、顧問及び隨員、外務職員、こういうふになつておりますが、最初の特命全権大使、特命全権公使、政府代表、全権委員、政府代表または全権委員につきまして、第一項、及

び第三項においてその権限の差を説明しております。すなわち政府代表は、特定の目的をもつて日本政府を代表して、外國政府と交渉する、または国際會議もしくは国際機関に参加して、いろいろ、政府を代表して行動する権限を付與せられております。全権委員に至りますと、同じような職務を遂行いたしますと同時に、條約に署名調印する権限を付與されたもの、これを全権委員につきまして、この法律の目的を定めておるのでござりますが、これはただいま申し上げましたように、第一は外務公務員につきまして、国家公務員法の特例その他の必要な事項——その他必要な事項と申しますのは、大使、公使等の特別職に関するものでござります。次に、名譽領事及び名誉領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定をいたしておりますが、ここで外務公務員とは、第二條で定義しておるのでございまして、これは後ほど御説明申し上げます。また国家公務員法の特例その他の必要な事項と申しますのは、一般職の国家公務員である外務公務員につきましては、必要な事項を定めるという意味でござります。

第三條は、外務職員に対しまして、国家公務員法その他の法律、命令を適用するについての規定でござります。外務職員が、これはこの法律が外務職員に対しまして、将来政令で定めるというこ

とになつております。外務職員が、この法律法であります関係上、特例を定めてない点につきましては、当然、外務職員の官職の実際の格付につきましては、十分人事院規則その他の点を勘考いたしまして、将来政令で定めるというこ

とになつております。外務職員が、これがこの法律が外務職員に対しまして、将来政令で定めるというこ

農務、こういう特殊の専門的な知識を要する場合、または電信とか通訳とかいうような特殊の技術を要する場合はこの試験によらずに、選考で任用ができるということを定める必要がある。また特別職の大使、公使が再び本省の幹部にもどつて来るというような場合もございます。そういう場合に選考の任用ができると定めた規定でござります。これらの選考基準を定めるものは外務省令でいたすのでございますが、これは後に申し上げます外務人事審議会の議に付して、その意見に基いて定めて行くことになつておるでございます。

次に第十一條は外務職員の昇任についての規定でございます。国家公務員法の規定によると、一般職員の昇任は競争試験によるということになつております。また選考によります場合は、人事院の定める基準によるということになつておりますが、外務公務員につきましては、在勤地が外国でもございまして、あるいは本省というふうにわかれていますので、一育に昇任の試験をするというようなこともなかなか困難でございます。こういうような観点から、別に外務省令を定めることによりまして、試験または選考によつてこれをを行うということにいたしました次第でございます。

第十二條は大使及び公使の待命の制度を規定したものです。従来の待命制度と申しますのは三年でございまして、これはある種の恩恵的の意味が含まれておつたようでございますが、今回の待命制度はそういう趣旨ではないのでございまして、これは大使及び公使の人事異動を円滑に操作する

といふ目的のためにいたした次第でござります。御承知のように、大公使の任命にアグレマンを必要といたしますので、甲乙丙の三國の大公使を一齊に更迭するというような場合におきまして、アグレマンを求める時期がいろいろすれ、食い違いを来すことがござります。今回の規定によりますと、大公使が在外勤務を免ぜられますと、職を失うということが原則になつておりますので、その場合待命制度がありますので、外務職員の新しく入った者の教育せんと、このアグレマンの遅れておる大使は職を失うというような結果を来しますので、これを円滑にいたしますために、一年の待命の期間を設けたのでございます。またこれは同時に、特別

の必要のある場合に臨時に本省の事務に従事させる必要が予見せられますので、このためにも一年間の待命を認めおるわけでございます。第四項におけるわけでございます。第五項におきまして、待命期間中の給與に関する規定をいたしております。本省で臨時に勤務いたします場合は俸給の全部、またそれ以外の場合は、待命の期間中は俸給及び勤務地手当の百分の八十を支給するということになつております。

次に第四章の給與の説明に移ります。第十三條は、在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務いたします場合は俸給の全部、またこの検査をはつきりやるということを定める必要がございますので、今回この検査をはつきりやるということが、外務職員の外交機密の漏洩という點につきましては、外交の機密保持あとは、もちろん国家公務員法の適用によって处罚を受けるのでございます。第六章は、保障の規定でございます。第十七條におきまして、勤務條件に関する行政措置の要求についての特例を定めてございます。国家公務員法によりますと、公務員は、俸給・給料その他の勤務條件に關する審査の請求は外務大臣に対してやるということに規定いたしたのが第十九條でございます。

この規定は、前に述べました行政上の措置の人事院に対する前審規定とは違はず、第十九條においては、人事院に要求する権利を持つているのであります。ところが、外務職員につきましては、今回この公務員法の規定によりまして、人事院に要求する前に、まず外務大臣に行政措置を要求すること

が適切であるというふうに考えております。第十四條におきまして、勤務成績の評定について定めておりますが、これ

れも外務公務員が本省と在外公館とわかれ勤務しておりますような特殊性からかんがみまして、外務省令で必要な事項を定めるということにいたしております。

第十五條は、外務職員の研修についての規定をいたした次第でございまして、外務人事審議会の規定に不服な事項を定めるということにいたしてあります。甲乙丙の三國の大公使を一齊に研修所を設けて、外務職員の新しく入った者の教育あるいは再教育ということをやつておられますけれども、今回の外務公務員法の中に、外務職員に外務研修所あるいは外国を含むその他の場所で研修を受けることができるということをはつきり規定した次第でございます。

第十六條は、検察の規定でございます。これらは従来からすでに検察制度は行われておつたのでございます。これは国家公務員法にはこういう規定があるりませんが、外務省はやはり遠く海外に在外公館がございますので、どうしでもこの検査をはつきりやるということを定める必要がございますので、今回この検査をはつきりやるということが、外務職員の外交機密の漏洩という点につきましては、外交の機密保持あとは、もちろん国家公務員法の適用によって处罚を受けるのでございます。

第六章は、保障の規定でございます。第十七條におきまして、勤務條件に関する行政措置の要求についての特例を定めてござります。国家公務員法によりますと、公務員は、俸給・給料その他の勤務條件に關する審査の請求は外務大臣に対してやるということに規定いたしたのが第十九條でございます。

この規定は、前に述べました行政上の措置の人事院に対する前審規定とは違はず、第十九條においては、人事院に要求する権利を持つているのであります。ところが、外務職員につきましては、今回この公務員法の規定によりまして、人事院に要求する前に、まず外務大臣に行政措置を要求すること

が適切であるというふうに考えております。第十一條は、この处分の結果に対決する。そのいろ／＼な手続は第二十條の第一、第三第四項に書いてございまして、これは外務大臣が最終的に決定する。その手續は第二十條の第一、第三第四項に書いてございまして、これは口頭審理では非公開ということによつて機密を保持する外務省令で定めるというふうに規定しております。

次に第八章の名譽総領事及び名譽領事並びに外国人の任用の点でございまして、これは先ほども申しました通り、休暇帰国に関しまして必要な事項は、外務省令で定めるというふうに規定しております。

次に第五章の能率の説明に移ります。第五章におきまして、勤務成績の評定について定めておりましたが、これはただいま大蔵省と細目について詳細打合せておりますが、いずれまた本国会に提出して、御審議を認めます。

第一類第五号附屬の一 外務委員会・人事委員会連合審査会議録第一号 昭和二十七年三月十二日

すので、この法律の中に加えたのでございます。これに書いてございますように外務人事審議会の意見を聞いて、外務大臣が任命するということになつております。

第二十五條は外国人の採用でござりますが、本省あるいは在外公館において、外務省に勤務するということにはしまして、外務大臣が勤務するといふことはしば／＼あるところでございます。

将来もそういうことが予想せられますので、ここにこの規定を置きました。本省に勤務いたします場合には、外務大臣が外務人事審議会の意見を聞いて採用する。在外公館に勤務する場合には、第二項で規定しておりますように、外務大臣の許可を得て在外公館長が外国人を採用することができるといふことにしておる次第でございます。

次に第九章の雜則でございますが、第二十六條におきましては、先ほどから御説明いたしました政令案の立案、外務省令の制定または改廃、こういうものは審議会の議に付して、その意見に基いて行う必要があるということを定める規定でございまして、身分關係に関する重要な事項を定めておるところの、ここに列挙しました各條の政令あるいは省令は、あらかじめ外務人事審議会の議に付して意見を求め、そうしてこれをしなければならぬといふことになつております。採用であるとか、教育であるとか、あるいは昇進であるとか、こういうふうな身分關係の規定につきまして、政令または省令をつくる場合に、外務人事審議会の議に付するということになつておるのでございます。

第二十七條は罰則を定めたものでございまして、これは国家公務員法と照

合いたしまして、罰則を設ける必要があるでございますが、特別職の外務公務員に対して、国家公務員法の罰則の規定が適用せられる、これは国家公務員法第百九條第十二号と対応するものでございまして、国家公務員法第一百一項及び第二項の規定に違反して、機密を漏洩した者、あるいはかかる行為を企てる、あるいはこれを容認する、そういう者につきまして一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨定めています。これも国家公務員法と同じような規定でございます。

第二十八條は国外犯罪につきまして定めたものでございまして、外務公務員は在外に勤務する機会が非常に多くございますから、国外犯罪も、当然これは罰しなければならぬというので、この規定を置いてそれを明らかにしたるものでございます。

以上が外務公務員法の本則の説明であります。次に附則といたしまして、第一項におきましては、この法律の施行期日につきまして規定しております。すなわち平和條約の最初の効力発生の日が、この法律施行の時期であります。また、四月一日までに平和條約の効力が発生しないときには、それを待たずして四月一日から施行する。これはもうすでに外事務所も各地に大分できておりますので、実際上在外公館に近い活動をいたしておりますが、関係もあら、もう四月一日からこの外務公務員法の適用を受けてさしつかえないといふふうに考える次第であります。但書につきましては、先ほど申しました政令の制定あるいは後述しますが、外務人事審議会、こういうようなもの

係上やる必要があるというために、これが書かれておるのであります。

第二項は外國機密の漏洩によりまして国家の重大な利益を毀損したという場合、審査の請求について第十九條から第二十二條までの規定を外務公務員でございまして、外務公務員法に基づいて国家の重大な利益を毀損したという場合、審査の請求について第十九條から第二十二條までの規定を外務公務員

に規定いたしておますが、外務人事審議会の大体おもな仕事と申しましては、先ほどから御説明いたしました通

り、外務公務員法に基きましていろいろな法令あるいは政令、省令に関する規定いたしておきますが、外務人事審議会は委員五人であります。これは本省におります外務省員は在外に勤務する機会が非常に多くあります。それは外務公務員から除くということになつておりますから、そういうような場合の規定をこの中にうつたものでございます。

第三項は国家公務員法の一部を改正する規定でございまして、これは大使、公使のほかに政府代表及び全権委員並びに政府代表または全権委員の代理、顧問、随員、こういうものを特別職の中に入れるというふうに国家公務員法を改正する規定でございます。

第四項は国家公務員災害補償法の一項を改正する規定でございまして、外務公務員が災害を受けました場合に、これが適用されるようにするために設けた規定でござります。但しこれは一般職の外務公務員でございまして、特別職である大使、公使につきましては、国内の国家公務員の特別職の場合におきましてもそういふ災害補償の規定はない、別個の法律によりまして補償が與えられるということになつておりますから、この中にはうたつてないのでございます。

〇仲内委員長 本日の連合審査会はこの程度といたしまして、次回の連合審査会は明後十四日午前十時に開会いたします。

な外務委員の方々に申し上げますといたしますからさよう御承知願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会